

れた。

次に、団体自治の権限が争われた多数の判例を資料として提示され、宗教法人に関する紛争が多く、半数以上は「法律上の争訟」性が否定されていると説明された。そして、J S A Aは、「法律上の争訟」であるか否かを問うてはいな

いが、スポーツ紛争には「法律上の争訟」に該当するものとそうでないものがあるとし、団体の内部事項に関する紛争であれば新仲裁法は適用されないが、逆に「法律上の争訟」であれば、新仲裁法が適用され、解任の申立などの条項が関連してくると論じられた。また、J S A Aの規則では、「法律上の争訟」に該当する、しない場合の区別が不明確であり、不服申立てや判断の取り消し、判断の執行など点で規則上の手当が必要であると言及された。

最後に、スポーツ仲裁について、仲裁の可能性、「法律上の争訟」性の解釈を拡げることも今後の課題の一つではないかと指摘された。

討議では、「法律上の争訟」に



関連する問題に議論が集まつた。「法律上の争訟」に該当する、しない場合の規則化の問題や仲裁合意の問題などについて活発に意見が交わされた。また、仲裁人候補者に関連して、特に独立性・中立性の確保の点が話題になった。

今回は、研究会テーマの内容から、競技団体にも参加を呼びかけたところ、五つの団体から代表の方が参加された。団体側からは、スポーツ仲裁についての理解を広める機会が欲しいという要望や、競技団体にとってのメリットは何なのかといった質問が出された。

J S A Aからの情報提供によれば、現在のところ三団体が紛争解決をJ S A Aに付託することを何らかの規則で明記しているという。まだまだその数は少なく、J S A Aが競技団体から信頼されるよう努力すると同

時に、競技団体には、紛争の未然防止のための努力が求められよう。

**人
事
規
定**

会長、理事および監事等の選任等の手続に関する規程（二〇〇四年9月18日理事会決定）

会長、理事および監事等の選任等の手続に関する規程」の運用について、以下のとおり定める。

この規程は、日本スポーツ法学会会則第11条および第14条に基づき総会において選出される会長、理事および監事の候補者の決定ならびに同第10条および第13条に基づく副会長および事務局長の委嘱に関する手續について定める。

会長、理事および監事の候補者の決定は理事会において行う。この決定は理事会において行う。これに関する会議は、会長が招集する。会長は理事会の決定した候補者を総会に推薦する。

会長は、その委嘱した副会長および事務局長について直近の理事会および総会に報告しなければならない。

二、この委員会は、会長、副会長、事務局長および各委員会の長をもつて構成する。

三、役員等の候補者の決定または委嘱にあたっては、地域、職域および年齢構成等に配慮しなければならない。

附則 この規程は、制定の日から施行する。

会長、理事および監事等の選任

等の手続に関する規程（二〇〇四年9月18日理事会決定）

会長、理事および監事等の選任等の手続に関する規程」の運用について、以下のとおり定める。

この規程は、日本スポーツ法学会会則第11条および第14条に基づき総会において選出される会長、理事および監事の候補者の決定ならびに同第10条および第13条に基づく副会長および事務局長の委嘱に関する手續について定める。

会長、副会長、理事、監事および事務局長（以下「役員等」という）の候補者の理事会における決定または会長による委嘱にあたっては、あらかじめ「役員等候補者検討委員会」の意見を聴かなければならない。

一、会長、副会長、理事、監事および事務局長（以下「役員等」という）の候補者の理事会における決定または会長による委嘱にあたっては、あらかじめ「役員等候補者検討委員会」の意見を聴かなければならない。

二、この委員会は、会長、副会長、事務局長および各委員会の長をもつて構成する。

三、役員等の候補者の決定または委嘱にあたっては、地域、職域および年齢構成等に配慮しなければならない。

附則 この規程は、制定の日から施行する。